

建第 596 号

令和8年9月9日

建築士事務所の開設者・管理建築士 各位

新潟県土木部都市局建築住宅課長

開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」の受講について

本県の建築行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人新潟県建築士事務所協会が主催する標記研修会は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 27 条の 2 第 7 項の規定に基づき、建築士事務所の業務の適正化を図るために開催されるものです。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営及び設計等の業務に関する最新の知識を習得するものであり、業務の適正な遂行に資することから、積極的に受講くださるよう御案内申し上げます。